ハ　次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
(1)　児童自立生活援助事業所の入居状況及び職員の状況
(2)　児童自立生活援助の実施の方針
(3)　その他児童自立生活援助の実施に関する事項
ニ　運営規程
ホ　法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項
ヘ　児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項
ト　その他都道府県知事が必要と認める事項
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］

第三十六条の二十七の二　第三十六条の八第一項及び第二項、第三十六条の十二、第三十六条の十三、第三十六条の十四第一項第一号及び第二号、第三十六条の十五、第三十六条の十五の二、第三十六条の十六の二並びに第三十七条第一項第一号の規定は、児童自立生活援助事業者が法第六条の三第一項に規定する共同生活を営むべき住居又は第一条の二の八第一号から第四号までに掲げる施設と一体的に運営される児童自立生活援助対象者の居宅において児童自立生活援助事業を行うときは、当該住居又は施設と当該居宅を一の児童自立生活援助事業所とみなして適用する。

第三十六条の二十九　法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

［二～六　略］

［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
三　次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
イ　児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況
ロ　児童自立生活援助の実施の方針
ハ　その他児童自立生活援助の実施に関する事項
四　運営規程
五　法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項
六　児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項
七　その他都道府県知事が必要と認める事項

［②］　法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、満二十歳未満義務教育終了児童等、満二十歳以上義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報にあつては、当該児童自立生活援助事業所に入居した者の安全の確保のため必要があると認めるときは、同条第一項に規定する満二十歳未満義務教育終了児童等若しくは満二十歳以上義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助事業所への入居を希望するもの又は当該者の依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

［条を加える。］

第三十六条の二十九　法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

［二～六　同上］